

随意契約ガイドライン

久喜市総合政策部財政課

平成31年4月

令和元年6月改正

令和2年4月改正

令和3年11月改正

令和5年4月改正

令和6年3月改正

令和7年3月改正

目次

I	随意契約の基本的な考え方	1
II	ガイドラインの対象	2
III	随意契約とは	2
IV	留意すべき事項	3
V	随意契約によることができる場合	5
VI	随意契約事務フローチャート	17
VII	随意契約事務フローチャートの解説	19

(制定：平成31年4月1日)

(改正：令和元年6月17日)

(改正：令和2年4月1日)

(改正：令和3年11月16日)

(改正：令和5年4月1日)

(改正：令和6年3月28日)

(改正：令和7年3月 日)

I 随意契約の基本的な考え方

地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法である。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項に随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできない。その運用を誤ると、適正な価格によって行われるべき契約自体が、不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねない。

本ガイドラインは、施行令第167条の2第1項に定める随意契約の公正性、経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することで、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する指針として作成したものである。

随意契約とする場合は、できる限り競争性の確保を念頭に置いて、このガイドラインを参考にしながら、随意契約の適正執行に努める。契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に検証して慎重に判断する。

【施行令第167条の2第1項の随意契約の要件】

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 契約の性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体から役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

Ⅱ ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約とする。

※ 地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとする。

Ⅲ 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができることから、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。(第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」から抜粋)

1 種類

- (1) 特命随意契約(特命随契、1者随契ともいう)
- (2) 競争見積もり方式による随意契約(少額随契、不落随契などがある)

※ 競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合は、複数の者から見積書を徴することとなる。

2 特徴

競争入札においては、原則として価格についての競争なので、定められた範囲の中で最低の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができる。

しかし、最低価格者以外の者を採用することがある場合には、その理由を明確にしておく必要がある。

IV 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識して、随意契約を行おうとするときは、次の点に留意する。

- 1 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由にはならない。
- 2 起工伺・契約伺などに、随意契約の理由を明記する。(例 本工事は、〇〇〇〇であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第×号に該当するため、随意契約により実施したい。)
- 3 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則である。
- 4 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことがあってはならない。
- 5 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その契約担当職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われることとなる。
- 6 予定価格を漏らすことは、たとえ賄賂を受け取らなくても刑法の「競売入札妨害罪」や官製談合防止法の「職員による入札等の妨害の罪」などの刑事罰に問われる可能性がある。
- 7 特定の業者等が事実上有利になるような見積り合せをしないようにすること。例えば、長年受注してきた業者等の提案に沿った仕様書に基づく見積り合せは不適切である。
- 8 見積書を徴収する相手方の選定は、原則として、競争入札参加資格者名簿又は小規模契約希望者登録名簿の中から行わなければならない。ただし、名簿に登載されている者の中から選定できない特別な理由がある場合については、名簿に登載されている者以外から選定することも可能である。
- 9 見積り依頼業者は、同一業者に偏らず、履行可能な複数業者に振り分けて依頼すること。
- 10 所属所ごとに見積り依頼業者の一覧表を作成する。
- 11 緊急以外の随意契約の見積り依頼は、文書にて、複数の業者に対して行い、複数の職員による精査を徹底する。
- 12 見積書は、持参であっても封書により提出させること。また、開封時は、所属長を含む複数の職員立会いのもと開封する。
- 13 業者に対応する際は、原則として、管理職の目の届くオープンな場所で、複数の職員で対応する。
- 14 業者への対応については、内容を記録に残し、透明性を確保する。

○ チェックリスト

- 今までの前例で判断をしていないか。
 - ・ 随意契約とした合理的理由はあるか。(理由は公表の対象となる。)
- 工夫しても競争入札はできないか。
 - ・ 仕様書の内容に問題はないか。
- 競争入札をするよりも、不利になることはないか。
 - ・ 価格面や工期等で問題はないか。
- 契約の相手方として、その相手方(唯一)しかいないか。

- 見積り依頼業者に偏りはないか。

- 見積り依頼業者の一覧表を作成しているか。

- 見積り依頼は、複数の業者に対して行い、複数の職員で精査しているか。

- 見積書の開封は、所属長立会いのもと、実施しているか。

- 業者への対応は、オープンな場所で、複数の職員で対応しているか。

V 随意契約によることができる場合

施行令第167条の2第1項各号の規定により随意契約によることができる場合は次のとおりである。

1 少額の契約（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

※ 「規則で定める額」とは久喜市契約規則（平成22年3月23日規則第65号。以下「契約規則」という。）第18条で定める下記の額である（令和7年4月1日適用）。

契約の種類	予定価格
1 工事又は製造の請負	200万円
2 財産の買入れ	150万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げる以外のもの	100万円

【趣旨】

契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、競争入札に付さないでよいとされたものである。一般に「少額随意契約（少額随契）」ともいわれている。

【解釈・運用】

- 1 「超えないもの」とは、契約規則に規定されている金額を含んだ額およびその額より少ない額をいい、「以下の額」と同じ用例となる。
- 2 予定価格（複数年の賃貸借契約にあつては、予定賃貸借料総額であり、単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額である。）が、この第1号の金額以下であれば、第2号以下の各号（第3号及び第4号を除く。）の要件を充足しているかの判断をする必要はなく、随意契約をすることができる。
- 3 建物等の修繕については、一般的に工事に該当する。
- 4 印刷製本の請負契約は、製造に該当する。

- 5 買取りの場合は、財産の買入れに該当する。
- 6 「財産の買入れ」は、不動産、動産の有体財産のみならず、地上権、著作権、商標権、意匠権、特許実用新案権（知的財産権）等の無体財産をいう。有体財産の代表的な事案は、自動車、備品、消耗品等の物件の購入等である。
- 7 「物件の借入れ」は、土地、建物、機械、器具等の物件の賃借（リース）契約が該当する。長期継続契約に該当する場合の契約方法の判断は、契約期間全体の支出見込総額により行う。
- 8 「6 前各号に掲げるもの以外のもの」には業務委託のほか、物品の修繕が該当する。

【注意】

- 1 なるべく3者以上から見積もりを徴収すること。ただし、特命の場合は、1者の見積もりとなるが、特命理由が必要である。
- 2 この号に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は厳に禁止する。

2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（施行令第167条の2第1項第2号）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【解釈・運用】

- 1 「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、一般的には、その不動産を所有している者からしか購入又は借入れることができない。このような契約は不特定多数または特定多数の者を相手にした競争入札に適さないことから、随意契約によることができるとしている。
- 2 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売払う場合」とは、ある特殊な物品を納入する契約を締結するような場合において、その物品を業者が製造するときに、当該普通地方公共団体が所有している原材料をその業者に売り払ったうえで、その原材料を使用して物品を製造させた方が業者にとっても、また地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合をいう。このような契約は競争入札に適さないことから、随意契約によることができるとしている。
- 3 「その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、特殊な技術、手法、機器または設備を必要とする業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他社と競争させることができないような契約をいう。この号に該当する事由であるかは、個々の契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断する必要がある。

【事例】

- その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの
 - 1 契約の相手方がおのずから特定の者に限定されるもの
 - (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないもの
 - (工事)
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - (業務委託等)
 - ア 特定メーカーの技術やノウハウを前提とするシステムの設置者・開発者又は設計者等と契約をしなければ既存システムの使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又はかし担保責任の範囲が不明確となるもの

- ⇒ 既存の情報処理システム等に基づく新規システム開発又は既存システム修正や保守業務等
 - (2) 経験、知識を特に必要とするもの、又は現場の状況等に精通した者に行わせる必要があるもの
 - (工事)
 - ア 施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - (業務委託等)
 - ア 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるもの
 - (3) その他契約の目的により相手方が特定されるもの
 - ア 契約の履行のために、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利の使用を必要とするもので、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できないもの
 - イ 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託するもの
 - ウ 国及び地方公共団体その他の公法人と契約するもの
 - 公法人、公益法人等利益の追求を目的としない団体との契約を含む。
 - エ 法や条例等で契約の相手方が定められているもの又は法令により委託方法等が定められ、その法令の趣旨により相手方が特定されるもの
 - オ 契約行為を秘密にする必要があるもの
 - ⇒ 採用試験問題の作成、購入、印刷
 - (4) 価格が固定されて価格競争性がないもの
 - ア 新聞、雑誌、追録等の購入契約で、再販売価格維持制度が適用され、価格競争性がないもの
 - イ 郵便切手、収入印紙、郵便はがき等の額面金額をもって購入するもの
- 2 必ずしも競争入札が不可能又は著しく困難ではないが、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約するということが性質又は目的を達成するために妥当で、地方公共団体の利益の増進につながると判断されるもの
- (1) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル方式）の企画競争によって契約の相手方を選定する必要があるもの
 - ⇒ 行政計画等の調査・立案、施設設計、システム開発、催事等の業務等

3 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（施行令第167条の2第1項第3号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより受ける契約をするとき。

【解釈・運用】

1 第3号は、次のように類別できる。

- (1) 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約
- (2) 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- (3) シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- (4) 母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約

2 上記の契約は、いずれも規則で定める手続きを経なければならない。手続きは、久喜市契約規則第19条の規定により、発注の見通し及び契約の内容を公表する必要がある。そのため、内容、公正性、透明性を十分勘案し、適正な契約を行うようにする。

【事例】

1 公益社団法人久喜市シルバー人材センターとの契約

その業務が臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務

⇒ 公園等の清掃、自転車整理等

4 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき（施行令第167条の2第1項第4号）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【解釈・運用】

- 1 市長の認定を受けたベンチャー企業から新商品を購入するときなどに、随意契約とすることができる。
- 2 上記の契約は、規則で定める手続きを経なければならない。手続きは、久喜市契約規則第19条の規定により、当該認定を受けた者の名称等並びに発注の見通し及び契約内容を公表する必要がある。そのため、内容、公正性、透明性を十分勘案し、適正な契約を行うようにする。

5 緊急の必要によるもの（施行令第167条の2第1項第5号）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【解釈・運用】

- 1 「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急時において、競争入札の方法による手続きをとると、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合をいう。本号の適用に際して重要なことは「緊急の必要」があるかどうかということと「競争に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できるようにすること。単なる事務手続きの遅れによる「緊急」は理由にならない。

【事例】

- 1 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がないとき。
 - (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - (3) 災害の未然防止のための応急工事
- 2 災害等における災害復旧業務、救援物資の緊急支援業務を行うに当たって入札に付する時間がないとき。

※ 災害後の後処理業務などは必ずしも該当するとは限らないため、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断する。
- 3 インフルエンザ等の感染症の発生による薬品等の購入を緊急に必要とするとき。

6 競争入札に付することが不利なもの（施行令第167条の2第1項第6号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【解釈・運用】

- 1 競争入札に付して契約を締結するのは、公平な契約の締結を期すこと、また、競争の利益を享受することにあるが、本号は、競争入札に付することが納期・工期や経費等の面で不利となることが認められる場合が該当する。適用に当たっては、「不利となること」を具体的に説明できるようにする。

【事例】

- 1 早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定される時。
- 2 現に契約履行中の業者に履行させたほうが、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる時。
 - (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事又は業務
 - (2) 本体工事又は業務と密接に関連する付帯的な工事又は業務
- 3 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させたときは、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる時。

⇒ 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
- 4 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事等で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事等の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる時。
 - (1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - (2) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

7 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの（施行令第167条の2第1項第7号）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【解釈・運用】

- 1 「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても、有利な価格であることが明らかであって、競争入札に付す必要がないときをいう。適用に当たっては、「著しく有利な価格」を市場価格等と比較して客観的に説明できるようにする。

【事例】

- 1 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約するときには、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。
- 2 ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格で購入することができるとき。

8 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき（施行令第167条の2第1項第8号）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【解釈・運用】

- 1 一般的に「不落随契」といわれている。
- 2 「入札者がいないとき」とは、入札公告又は指名通知を行ったが応ずる参加者が無かった場合、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいう。
- 3 「再度の入札」とは、予定価格を公表しない場合における開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときに、直ちにその場で行う入札（再度入札）をいう。
本市の場合は、再度入札は2回（再々度入札）まで行うことができる規定となっている。
- 4 時間に余裕があれば、一般競争入札においては資格条件の緩和又は設計積算の見直しを、指名競争入札においては他の業者の指名等を行って再度の競争入札を行うことを基本とする。本号を適用して随意契約を行う場合は、随意契約の相手は原則として入札参加の意思がなかった者以外の者とする。
- 5 「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、本市の場合は再々度入札を行っても落札者がいない場合をいう。随意契約による場合は契約の相手方となることについての希望を聴取し、原則として2者以上から見積書を提出させ、見積り合せにより予定価格の範囲内で契約する。契約を希望する入札参加者が1者しかない場合については、1者随契も可能とするが、いずれの場合も予定価格の範囲内で契約する。また、辞退及び無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。

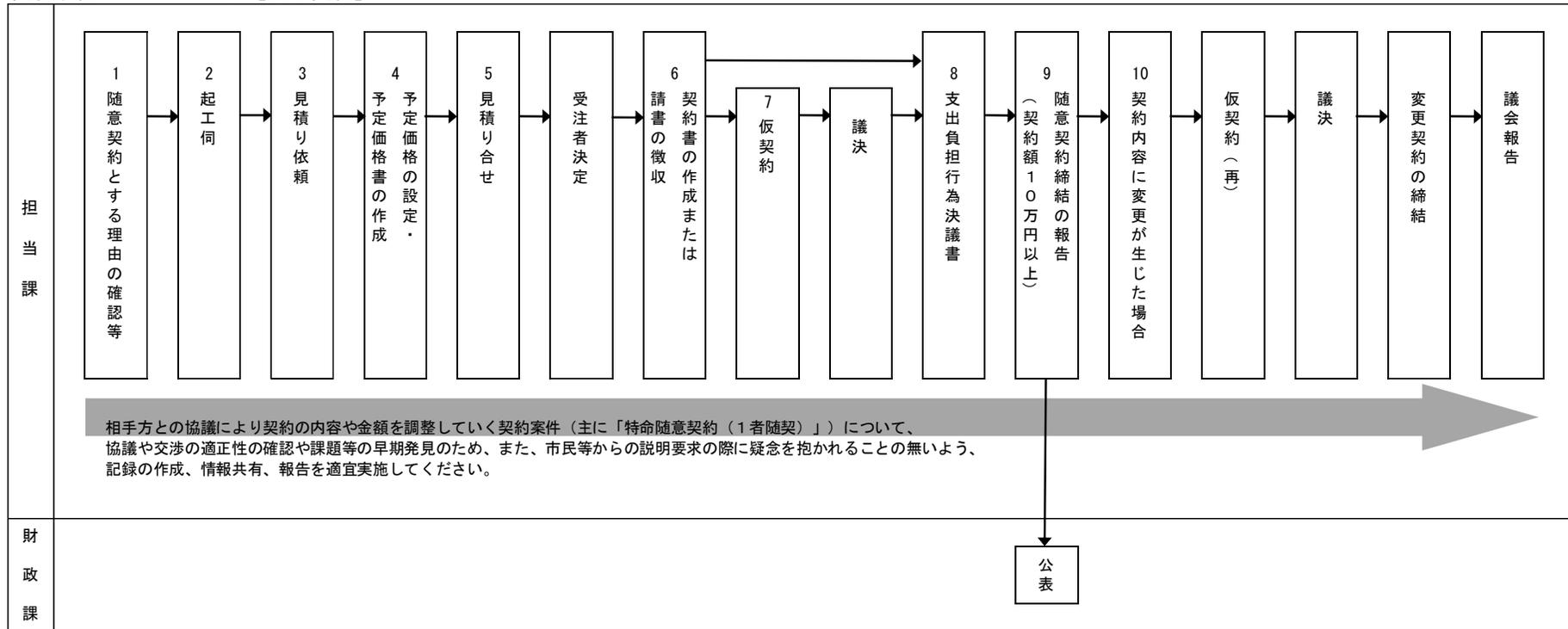
9 競争入札において落札者が契約を締結しないとき（施行令第167条の2第1項第9号）

落札者が契約を締結しないとき。

【解釈・運用】

- 1 競争入札の結果、落札した者があつたにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合に該当する。本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として入札に参加したものから順次、次順位の者を随意契約の相手方とする。ただし、落札金額の範囲内において契約締結しなければならず、かつ、履行期間を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた入札の条件を変更することはできない。入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、再度の競争入札を行うことになる。

契約事務フローチャート【随意契約】



【随意契約事務フローチャートの解説】

内容等	運 用	参考条文・様式 格納場所
1 随意契約とする理由の確認等	<p>(1) 随意契約は、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法である。地方自治法施行令第167条の2第1項に随意契約によることができる要件が列挙されており、これに該当する場合以外にはできない。</p> <p>また、随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図ることは認められない。</p> <p>(2) 随意契約ガイドラインを確認し、随意契約とする理由を決定する。</p> <p>(3) 見積書の徴収により予定価格の設定を行う場合は、見積書を3者程度から徴収し、その最低のものを参考に実勢価格を考慮したうえで、設計額を積算し、それを基に予定価格を設定する。また、歩掛等については、見積書を3者程度から徴収し、それらを基に各社の見積価格と平均値を算出する。その平均値に最も近い価格の歩掛を採用する。</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>職員ポータル内 「随意契約ガイドライン」</p>
2 起工伺	<p>(1) 「3 見積り依頼」中(2)の①から⑩の各号に該当する契約の手続きを行おうとするときは、起工伺の作成を省略し、支出負担行為決議書のみにより決裁を受け手続きを行うことができる。</p> <p>ただし、契約の内容により起工伺により、決裁を受けることが必要と判断される場合は、起工伺により決裁を受ける。</p> <p>(2) 起工伺は、契約締結伺と別々の起案とする。ただし、予算事務規則の支出負担行為決議伺決裁区分で、課長専決のものうち起工伺と契約締結伺の同一起案が可能なものは、同一起案にしても差し支えない。</p>	<p>予算事務規則 第18・19条</p>

内容等	運 用	参考条文・様式 格納場所
	<p>(3) 起工伺には、次の事項を記載し、当該事業等により必要と思われる事項を適宜記載する。</p> <p>①起工理由（物品購入理由）</p> <p>②工事名（物品購入名）</p> <p>③工事場所（物品納品場所）</p> <p>④契約方法（自治法施行令の該当条文、随意契約とする理由を併せて記載する。）</p> <p>⑤見積依頼業者名</p> <p>⑥予定工期（予定納期）</p> <p>⑦予算措置（支出科目（款）（項）（目）（事業名）（節）、当該事業の予算額、配当予算残額、設計額を記載する。</p> <p>また、予算計上時の積算内訳と実施内容が同一か確認する。議会の議決が必要な案件か確認する。）</p> <p>⑧支払方法、支払回数、支払時期</p> <p>(4) 起工伺決裁文書の取り扱いについてを参考に、決裁を受ける。</p>	<p>地方自治法 第234条</p> <p>予算事務規則 第14条</p> <p>職員ポータル内 「起工伺決裁文書の取り扱いについて」</p>
3 見積り依頼	<p>(1) 見積書の徴収は、(2) 又は (3) に該当する場合を除き、なるべく3者以上の相手方から徴収し、見積り合せを行う。なるべく小規模契約希望者登録名簿の中から見積り依頼業者を選択する。</p> <p>(2) 見積書の徴収が省略できる範囲は、次のとおりとする。</p> <p>①郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入</p> <p>②単価契約等を締結した物品等の購入</p> <p>③官報、新聞その他定期刊行物の購入</p> <p>④法令集等の追録の購入</p> <p>⑤会場の借上げ</p>	<p>職員ポータル内 「小規模契約希望者登録要領・名簿・活用推進について」</p> <p>契約規則 第20条</p>

内容等	運 用	参考条文・様式 格納場所
	<p>⑥食料品（食糧費で執行するもの及び賄材料）の購入</p> <p>⑦調査等を依頼する場合で、価格を定めて委託する場合</p> <p>⑧法令により又は法令の規定による許可若しくは認可により、価格又は料金が定まっているものに係る契約</p> <p>⑨非常災害時等における緊急の購入等</p> <p>⑩10万円未満の契約をするとき</p> <p>⑪その他見積書を徴収することが適当でないと認めた契約を締結するとき</p> <p>なお、契約の目的物である物品等の質、量又は緊急度等を判断し、必要なものについては、見積書を徴収することが適当である。</p> <p>見積書を徴さず口頭により契約の申込みを受ける場合であっても、契約の相手方の選定及び価格の決定についての客観性を失わないよう十分配慮する。</p> <p>(3) 見積書の徴収が1者のみでよい場合は、次のとおりとする。</p> <p>①動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき</p> <p>②特殊な修繕をするとき</p> <p>③契約内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき</p> <p>(4) 見積書は封書により提出させる。</p> <p>(5) 指名業者の選定にあたっては参考見積書を徴収した業者を含めるのが適当である。</p>	
4 予定価格の設定・予定価格書の作成	<p>(1) 随意契約であっても予定価格は必ず設定する。</p> <p>(2) 随意契約で予定価格書が省略できる範囲は、①～④のとおりとする。なお、本来予定価格は定めるべきものであることから、この場</p>	職員ポータル内「予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務取扱要領」

内容等	運 用	参考条文・様式 格納場所
	<p>合においても、契約にあたっては、取引の実勢価格などを考慮し、設計するなどして適正な価格であることを確認し契約する。</p> <p>①「3 見積り依頼」中(2)の①から⑪の各号に該当する契約をするとき</p> <p>②分解して検査しなければ見積もれない備品等の修繕</p> <p>③1件の設計額が、久喜市契約規則第18条各号に定める額を超えない契約をするとき</p> <p>④その他予定価格を作成することが適当でないものの契約をするとき</p> <p>(3) 予定価格の作成者については、久喜市予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務取扱要領第4条に基づくものとする。(起工伺の決裁権者と同じ者)</p>	<p>契約規則 第18条</p>
<p>5 見積り合せ</p>	<p>競争入札においては、原則として価格についての競争であるため、定められた範囲の中で最低の者と契約しなければならないが、随意契約においては、他の要素を含めて契約の相手方を決定できる。中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるが、最低価格者以外の者と契約する場合には、その理由を明確にしておく。</p>	
<p>6 契約書の作成・ 請書の徴収</p>	<p>(1) 契約書の作成が省略できる範囲は、次のとおりとする。</p> <p>①契約の内容が簡易で、その契約金額が200万円以下の工事又は製造の請負契約をするとき</p> <p>②契約金額が150万円以下の物品の買入契約をするとき</p> <p>③契約金額が100万円以下の上記以外の契約をするとき。ただし、契約規則第25条第1</p>	<p>契約規則 第25条</p>

内容等	運 用	参考条文・様式 格納場所
	<p>項第2号から第5号以外の財産の売払い、物件の借入れ、物件の貸付けについては省略できないものとする。</p> <p>(2) 契約書の作成を省略した場合に、10万円を超えるものについては、全て請書を徴収する。</p> <p>(3) 請書を省略できる範囲については、10万円以下の契約で履行の確保が確実なものとする。従って、請書を徴収しないと契約の適正な履行の確保が不確実な場合は徴収する。 (参考)「請書」とは契約書の作成が省略できる場合において、完全な履行を確保する目的で、主要事項について契約書の作成に代えて契約の相手方から契約の履行を誓約させるために徴収する書面。</p> <p>(4) 契約書には次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。</p> <p>①契約の目的 ②契約金額 ③履行方法、履行期限又は期間及び履行場所 ④契約保証金 ⑤契約代金の支払の時期及び方法 ⑥監督及び検査 ⑦履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 ⑧危険負担 ⑨契約不適合責任 ⑩契約に関する紛争の解決方法 ⑪権利義務の譲渡等の禁止 ⑫その他必要と認める事項</p> <p>(5) 落札者を決定した場合において、当該決</p>	<p>契約規則 第24条</p> <p>契約規則</p>

内容等	運 用	参考条文・様式 格納場所
	<p>定の通知を受けた日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は、効力を失う。</p> <p>(6) 標準約款に[注]で表記されている部分を適宜加筆修正や削除して使用する。また、契約書に添付する場合には、約款名から「標準」を削除し、条文中の[注]も削除する。</p> <p>(7) 落札者が保管する契約書は課税文書で収入印紙の貼付が必要になるが、市で保管する契約書は非課税文書である。</p>	<p>第14条</p> <p>職員ポータル内「建設工事標準請負契約約款・標準委託契約約款」</p> <p>印紙税法</p>
7 仮契約	<p>予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に関する契約、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いを行う場合は、議会の議決が必要になるため、必要な手続きを行うとともに、仮契約書を作成し、落札業者に交付する。</p>	<p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</p>
8 支出負担行為決議書	<p>予算事務規則第18条第1項ただし書きの規定により、別に支出負担行為決議伺を作成し、合議及び決裁を受けた場合の支出負担行為決議書については、平成24年11月28日付久財第357号「「支出負担行為決議書」の起票事務について(通知)」のとおりとする。</p> <p>また、摘要欄には支出負担行為決議伺の日付、番号等(久○第○○号、令和○○年○月○日付決裁、令和○○年○月○日契約)を記載する。</p>	<p>予算事務規則第18・19条</p> <p>職員ポータル内(財政課財政係)「支出負担行為決議書」の起票事務について」</p>
9 随意契約結果の報告(契約額10	<p>10万円以上の随意契約については、毎月末に02内-○随意契約一覧表内の「様</p>	

内容等	運 用	参考条文・様式 格納場所
万円以上)	式. xls」にその一覧をまとめ、各月フォルダへ提出する。なお、該当の有無に関わらず、全ての所属所は各月フォルダ内の確認シートに入力する。	
10 契約内容に変更が生じた場合	<p>(1) 変更契約は、何らかの理由により、設計図書に示された目的物が契約どおり作成できない等の、真にやむを得ない場合に行う。</p> <p>(2) 契約の変更を行う場合は、変更する条項について、変更前と変更後を明確にし、起工伺と同一の決裁区分により決裁を受けた上で、変更契約書を締結する。</p> <p>(3) 議会の議決を経た契約の変更を行う場合は、原則として再度議決が必要になる。しかし、工事又は製造の請負契約について、当初契約金額をその100分の5以内において増額し、又は減額する場合、市長専決処分とすることができるが、議会に報告する必要がある。</p>	<p>地方自治法 第180条</p> <p>市長の専決事項 の指定について</p>
<p>その他：協議・交渉記録の整備</p> <p>相手方との協議により契約の内容や金額を調整していく契約案件（主に「特命随意契約（1者随契）」について、協議や交渉の適正性の確認や課題等の早期発見のため、また、市民等からの説明要求の際に疑念を抱かれることの無いよう、記録の作成、情報共有、報告を適宜実施してください。</p>		

【表記の省略について】

職員ポータル内 → 職員ポータル—文書管理—総合政策部—財政課—契約係内
(係名の表記があるものを除く。)

02内 → 久喜市_職員共通—0202 総合政策部—03 財政課—契約係内

* 条例・規則・要綱等の名称は、「久喜市」を省略している。

例：契約規則 → 久喜市契約規則